

令和5年度愛知県立瀬戸北総合高等学校推薦選抜実施要項

1 出願資格

本校総合学科の推薦選抜に出願することができる者は、次の(1)から(3)までの全ての条件及び「2 推薦基準」を満たし、中学校長（義務教育学校及び中等教育学校の校長を含む。以下同じ。）の推薦を得た者とする。

- (1) 令和5年3月に中学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者、又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者。
- (2) 本校総合学科を志望する動機・理由が明白・適切で、当該学科に対する適性及び興味・関心を有すること。
- (3) 人物及び学習成績が優れていること。

2 推薦基準

- (1) 「㊦ 人物が優れており、運動、文化、芸術、奉仕活動等の諸活動（特別活動及び総合的な学習の時間における活動を含む。）のいずれかにおいて優れた能力・適性及び実績等を有する者」として、本校総合学科の教育課程を履修する学力を有するとともに、次の事項のいずれかに該当すること。

ア 運動部門

- (ア) 県大会又は愛日大会等の競技に正選手あるいはエントリーメンバーとして出場した者（市民大会等で上位入賞した者も含む。）、又は出場を目指して努力した結果、それと同等の成果が認められる者
- (イ) 新体力テストの総合評価基準A段階を取得している者、又は当該基準を満たす記録を有する者
- (ウ) 柔道・剣道で初段以上を取得した者、又は1級を取得しており、初段の取得を目指して努力した結果、それと同等の成果が認められる者
- (エ) 上記(ア)(イ)(ウ)のほか、特に優れた運動能力を有すると認められる者
- (オ) 部長・副部長として部活動の発展に大きく貢献した者、又は3年間、部活動に真剣に取り組んだ者
- (カ) その他、顕著な活動をした者

イ 文化・芸術部門

- (ア) 各種大会、展覧会、コンクール等で優秀な実績を収めた者、又は自身の特技の更なる向上を目指して努力した結果、それと同等の成果が認められる者
- (イ) 実用英語技能検定・日本漢字能力検定の3級以上を取得した者、又は3級の取得を目指して努力した結果、それと同等の成果が認められる者
- (ウ) 部長・副部長として部活動の発展に大きく貢献した者、又は3年間、部活動に真剣に取り組んだ者
- (エ) その他、顕著な活動をした者

ウ 奉仕活動

- (ア) 地域での奉仕活動や子ども会の育成等に積極的に取り組み、他の模範となる者
- (イ) ボーイスカウト、ガールスカウト等の青少年団体に参加し、顕著な実績を有する者

(ウ) その他、顕著な活動をした者

エ その他

(ア) 学校や地域社会又は公的機関において表彰の対象となった者

(イ) 生徒会役員、クラスの室長・副室長として、それぞれの運営に貢献した者

(ウ) 総合的な学習の時間において、特に優れた成果をあげた者

(エ) その他、顕著な活動をした者

(2) 「㊦ 人物が優れており、恵まれない環境を克服し、向学心に富み、生活態度が他の模範となる者」として、本校総合学科の教育課程を履修する学力を有するとともに、保護者又は志願者が「令和5年度愛知県公立高等学校入学者選抜実施要項」に示す「『恵まれない環境』に該当する事由及び証する書類」の事由のいずれかに該当すること。

(3) 「㊧ 人物が優れており、『調査書』の『学習の記録』が優秀で、学習活動において他の模範となる者」として、次の事項のいずれかに該当すること。

ア 学習への強い関心と意欲があり、学習面でクラスのリーダーとして継続的に努力できる者

イ 学習の基礎・基本が身につけており、探究心旺盛で、入学後も積極的に学習に取り組む意欲のある者

(4) 本校の推薦選抜において特に重視すること

本校総合学科の特長を生かし、高校3年間で自らの将来を真剣に考えていこうとする意欲があること。

3 合格者数

推薦選抜の合格者は、本校総合学科の募集人員の30%程度から45%程度とする。

なお、「人物が優れており、恵まれない環境を克服し、向学心に富み、生活態度が他の模範となる者」の募集については、当該学科の募集人員のおおむね5%とし、上記に含む。

4 出願の手続き

出願に当たっては、「推薦選抜入学願者」、「調査書」、「推薦書」等の必要書類を、次の期日に本校に提出する。

令和5年2月1日（水）及び同年2月2日（木）

受付は、2月1日（水）は9時から16時まで、2月2日（木）は9時から15時までとする。（郵送による場合も、提出締切日時までに必着のこと。）

5 面接の実施期日

令和5年2月6日（月）

なお、個人面接で行う。

6 合格者の発表日時及び方法

令和5年2月8日（水）14時

ウェブページ及び掲示により合格者を発表し、中学校長を通じて本人に通知する。